

【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 【提出物件の目録】

【物件名】	商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面	1
【物件名】	商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類	1

〔備考〕

1 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の欄には、次の要領により記載する。
イ 「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもつて記載する。地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載する。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（商品名）」と記載する。
- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（原材料名）」を主要な原材料とする〇〇（商品名）」と記載する。
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された〇〇（商品名）」と記載する。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における〇〇（役務名）」と記載する。

□ 指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に、「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必要な説明を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載する。

ハ 2 以上の商品（役務）を指定する場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（ , ）を付さなければならない。

二 商品及び役務の区分が2以上ある場合は、区分の番号順に、商品及び役務の区分並びにその区分に属する指定商品（指定役務）を次のように、繰り返して記載する。

【第 類】
【指定商品（指定役務）】
【第 類】
【指定商品（指定役務）】

2 「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、登記事項証明書等及び同項の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しとする。この場合において、当該写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することができる。

3 「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品（役務）との密接な関連性を示す新聞、雑誌、書籍等の記事若しくはパンフレット、カタログ、広告又は商品（役務）に関する商標の使用規則等とする。

4 商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、当該書類を添付する。

5 その他は、様式第2の備考と同様とする。

様式第五の備考4中「様式第2の備考」の「に」を「様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで」を加え、同備考を同様式の備考6とし、同様式中備考3を備考5とし、同様式に備考4として次のように加える。

4 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と、「【特記事項】」の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。

様式第五の備考2中「をする」を「に変更する」に、の欄を「団体商標登録願」とし、を「の欄に「団体商標登録願」と、に改め、の規定による商標登録出願」の下に「又は「商標法第11条第3項の規定による商標登録出願」を加え、同備考を同様式の備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 通常の商標登録出願に変更するときは、【特記事項】の欄に「商標法第11条第1項の規定による商標登録出願」又は「商標法第11条第2項の規定による商標登録出願」と記載する。

「**登録振長の商標**」を「団体商標登録願」とする。防護標章登録出願へ変更するときは、「【書類名】」を「防護標章登録願」とし、【特記事項】の欄の「商標法第12条第1項の規定による商標登録出願」を「商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を設けて、当該登録番号を記載する」と「の欄に『団体商標登録願』と記載し、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する」¹⁾ 回禁振長の商標」を「並びに」と「、様式第3の備考1、様式第3の2の備考1から4まで、」²⁾と同様とする」と並びに様式5の備考5と同様とする」³⁾が、回禁振長と回禁振長の商標」を「商標」で統一した旨は、

2 地域団体商標の商標登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。

3 防護標章登録出願に変更するときは、「【書類名】」の欄に「防護標章登録願」と記載し、「【特記事項】」の欄の「商標法第12条第1項の規定による商標登録出願」を「商標法第65条第1項の規定による防護標章登録出願」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「【防護標章登録を受けようとする標章】」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」とし、「【原出願の表示】」の欄の次に「【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】」の欄を設けて、当該登録番号を記載する。

様式第九の備考3中「【書類名】を」を「【書類名】の欄に」に改め、同様式の備考5中「様式第2の備考」の下に「、様式第3の備考1、様式第3の2備考1から4并で」を加え、「様式第5の備考3」を「様式第5の備考5」に改め、同備考を同様式の備考6とし、同様式中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 地域団体商標の商標登録出願をするときは、【書類名】の欄に「地域団体商標登録願」と記載し、商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類を添付する。

様式第十一の備考17中「から38まで」を「4から38まで」とし、「様式第3の備考1、様式第3の2の備考2から4まで」を加える。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第二條 商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第五條中第五項を第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 地域団体商標に係る商標権の設定の登録をするときは、第一項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が地域団体商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

第五条の二第二項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改める。

第十六条の四中「第九条の一」を「第九条の四」に改める。